

5
13

海洋生物資源の保存及び管 理に関する法律（抜粋）

公 布
一九九六〔平成八〕年六月一四日〔法七七
号〕
改 施 行
一九九六年七月二〇日
一九九八年一二月一八日〔法
一四九号〕
最 終 改 正
二〇〇一〔平成一三〕年六月二九日〔法九
二号〕

第一条(目的)この法律は、我が国の排他的經濟水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所の措置を講ずることにより、漁業法(昭和二年法律第六七号)又は水産資源保護法(昭和二年法律第三一三号)による措置等と相まって、排他的經濟水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の確実な実施を確保し、もつて漁業の發展と水産物の供給のための所の措置を講ずることを目的とする。

第二条(定義等)この法律において「排他的經濟水域等」とは、我が国の排他的經濟水域、領海及び内水(内水面を除く。)並びに大陸棚(排他的經濟水域及び大陸棚をいう。)による漁獲可能量」とは、排他的經濟

水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の數量の最高限度をいう。

第三条(法律において「漁獲努力量」とは、海洋生物資源を採捕するための陸上耕作の量であつて、採捕の種類別に漁業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるものをいう。

第四条(法律において「漁獲努力可能量」とは、海洋生物資源を採捕するための漁業の量である。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、排他的經濟水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行ふ場合の海洋生物資源の種類ごとの該採捕の種類に係る年間の漁獲努力量の合計の最高限度をいう。

第五条(特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の対象となる採捕の種類並びに該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行ふこと等により保存及び管理を行うことが適當であることをより保存及び管理を行うこと)この法律において「特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源をいう。

第六条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「第一種特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源といふ。

第七条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源以外のものに限る。

第八条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、排他的經濟水域等において採捕することができる海洋生物資源の量である。

第九条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十二条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十三条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十四条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十五条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十六条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十七条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十八条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第十九条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十一条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十二条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十三条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十四条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲可能量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

第二十五条(都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。)この法律において「漁獲努力量」とは、第一種特定海洋生物資源の量である。

る海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるもの

をいう。

第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類による管理の対象となる採捕の種類に限る。別に定める量(以下「大臣管理努力量」という。)にに関する事項

二〇 第八号に掲げる漁獲努力可能量(以下「大臣管理努力可能量」という。)について、都道府県別に定める量に相当する事項

二一 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二三 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二四 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二五 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二六 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二七 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二八 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二九 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一〇 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一一 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一二 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一三 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一四 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一五 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一六 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一七 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一八 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二一九 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二〇 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二一 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二二 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二三 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二四 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二五 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二六 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二七 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二二八 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

八 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量による管理の対象となる採捕の種類に限る。別に定める量(以下「大臣管理努力量」という。)にに関する事項

一〇 第八号に掲げる漁獲努力可能量(大臣管理努力可能量を除く。)について、都道府県別に定める量に相当する事項

一一 前号に掲げる漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類による管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持しえる回復させることを目的として、同項第二号に定める量(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一一 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に相当する漁業その他の農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一二 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一三 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一四 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一五 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一六 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一七 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一八 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一一九 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二〇 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二二 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二三 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二四 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二五 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二六 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二七 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二八 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二九 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一〇 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一一 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一二 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一三 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一四 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一五 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

一二一六 前号に掲げる漁業その他農林水産省令で定める他の漁業(以下「大臣管理努力可能量」という。)にに関する事項

第一第一條(割当てによる採捕の制限)農林水産大臣は

指定漁業等について基本計画に基づき、都道府県の知事は漁業法第六五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六六条第一項の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業(第一八条第一項において「知事許可漁業」という。)について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間の開始前に行うことができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の割当てを行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案して割当ての基準を定め、これに従つて割当てを行わなければならない。

一 採捕を行う者が使用する船舶の隻数又は総トン数

二 採捕を行う者の採捕の状況

3 農林水産大臣は、前項の基準を定めようするとときは、中央漁業調整審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県の知事は、第二項の基準を定めようとするとときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 第一項の規定により漁獲量の限度の割当てを受けた者は、当該割当てに係る海域においては、その受けた数量を超えて当該割当てに係る第一種特定海洋生物資源又は第一種指定海洋生物資源の採捕を行つてはならない。

ができる。